

V. まとめと提言

本研究では、発達障害のある児童生徒がどのような場で、どのような状況で指導・支援を受けているのかについて、明らかにするため、全国の市町村教育委員会を対象に実態調査を行った。

1,200 を超える市町村教育委員会から得た質問紙調査のデータ、さらに電話及び電子メール調査、訪問調査で得た、より詳細なデータを分析し、総合考察で市町村の状況を踏まえ発達障害のある児童生徒の指導・支援のビジョンについて述べた。ここでは、それらのうち、今後の発達障害のある児童生徒への指導・支援の充実に向け、特に重要と思われる事項について取り上げ、提言とする。

1. 通級指導教室の適正な設置

発達障害を対象とする通級指導教室は、年々増加している（通級による指導実施状況調査、2014. 文部科学省）。しかし、市町村が把握している発達障害の「診断のある」又は「可能性のある」児童生徒の総数と比べて、設置数は明らかに少なく、そのことが、通級による指導を展開する上での最も重要な課題と捉えている市町村が非常に多い。

教職員定数の改善により、平成 27 年度も特別支援教育に対応する加配定数は 6,276 人と増えているが、通級指導教室の適正配置に向け、さらなる充実が望まれる。新設や増設については市町村の状況が大きく影響すると思われるが、国として、指導を必要としている児童生徒に見合う数の通級指導教室が設置されるような方策を立てることが急務である。

2. 専門性のある担当者の養成

通級指導教室の適正配置に伴い、担当者の養成は急務である。また、今回の調査でも明らかとなったように、市町村において、通級指導教室の担当者は重要な地域の資源であり、支援システムの中核としての活躍が期待されている。担当者が高い専門性を身に付けることができるように、研修の機会を増やし、研修内容をさらに充実させる必要がある。

また、教員養成大学等における発達障害に関する講義等を充実させ、専門性のある教員の養成を行うことも重要である。

3. 通常の学級における指導・支援の充実

発達障害のある児童生徒の大半は、通常の学級に在籍している。「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（2012, 文部科学省）においても、通常の学級に在籍し学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は、推定値で 6.5% であった。すなわち、発達障害のある児童生徒の指導・支援の基盤には通常の学級での適切な指導・支援があり、この充実は必須の事項である。したがって、すべての教

員が発達障害のある児童生徒への指導・支援について理解を深めること、児童生徒の状態に応じて適切な指導を行えるような力を身に付けることは重要である。そのため、都道府県指定都市等における研修体制の充実や、研修を受講しやすくなるような校内体制の整備等の取組に期待する。

4. 指導・支援を支えるシステムの構築

発達障害のある児童生徒への指導・支援には、通級指導教室担当者や通常の学級の担任が行う直接的な支援の他に、市町村が行う体制整備によって行われる間接的な支援がある。児童生徒が充実した、専門性のある指導・支援を受けるためには、学校の教員だけでなく関係する専門機関や専門家などでチームを組み、多面的に実態を検討し把握する必要がある。しかし、このような支援システムは、人口規模によって専門機関等の資源に差があり均一な取組は難しい。市町村の規模や状況に応じた支援体制を構築するためにも、特別支援教育担当の指導主事や特別支援教育を担当する行政職員等の支援体制の要となる人員の配置が重要である。

これらの提言が、国及び都道府県等の施策に反映され、発達障害のある児童生徒の指導・支援の充実がより一層発展することを期待する。